

参考資料

参照条文

【貨物自動車運送事業法（抄）】

（運賃及び料金等の掲示等）

第十一條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則（抄）】

（掲示事項等）

第十二条 法第十一條の規定により掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）
- 二 運送約款
- 三 運行系統
- 四 法第七条第四項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可に付された事業の範囲の限定
- 五 業務の範囲（法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）

（公衆の閲覧の方法）

第十三条 法第十一條の規定による公衆の閲覧は、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十三条の二 法第十一條に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
- 二 一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合